

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI（Private Finance Initiative）法」という。）第 5 条に定める手続きに準じて、「（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）を定め、公表する。

2021 年 6 月 日

久喜市長 梅田 修一

（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の実施に関する方針

久喜市（以下「市」という。）は、（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図ることにより、効率的かつ効果的に実施することを計画している。

このため、PFI 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）及び PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 13 年 1 月 22 日）等に定める手続きに準じて、本実施方針を定めて公表するとともに、広く積極的な意見及び提案を求める。

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1. 特定事業の選定に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法に関する事項	4
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1. 事業者の募集及び選定	6
2. 事業者の選定手順	6
3. 総合評価の方法	7
4. 提出書類の概要	8
5. 入札の参加資格要件等	8
第3章 落札後の手続に関する事項	12
1. 基本協定の締結	12
2. 特別目的会社の設立等	12
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1. 事業者の責任の明確化に関する事項	13
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項	13
第5章 (仮称)久喜市新ごみ処理施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1. (仮称)久喜市新ごみ処理施設の立地に関する事項	15
2. (仮称)久喜市新ごみ処理施設の規模及び配置に関する事項	15
第6章 協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
1. 関係者協議会の設置	16
2. 管轄裁判所の指定	16
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1. 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	17
2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	17
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	18
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3. その他の措置及び支援に関する事項	18
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1. 書類作成に係る費用	19
2. 実施方針の公表に関する事項	19
3. 今後のスケジュール	20
4. その他	20
添付資料等	21
様式1 意見・質問書	
別紙1 (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の事業スキーム図(例)	
別紙2 (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業における市と事業者の業務範囲	
別紙3 リスク分担表	
別紙4 用語の定義	

第1章 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業名称

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業

1.2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

(1) 名称

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設

(2) 場所及び敷地面積

埼玉県久喜市菖蒲町台2770番地1他（菖蒲清掃センター用地及び隣接地）約40,000m²

(うち、約7,000m²は余熱体験啓発棟を想定。)

種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法質第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

(3) 施設の概要

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の概要は、燃やせるごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設、燃やせないごみや粗大ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設、管理棟（3施設を総称して「エネルギー回収施設等」という。）及びストックヤード棟（4施設を総称して「(仮称) 久喜市新ごみ処理施設」という。）とする。

① エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「エネルギー回収施設」という。）

計画処理量は約41,447t/年（燃やせるごみ37,811t/年＋プラスチック製容器包装3,636t/年とする。）とし、計画ごみ質は基準ごみ9,700kJ/kg、低質ごみ6,600kJ/kg、高質ごみ12,900kJ/kgとする。

施設規模は155t/日（2系列、24時間連続稼働、災害廃棄物11t/日を含む）とする。

② マテリアルリサイクル推進施設（以下「リサイクル施設」という。）

計画処理量は約2,474t/年（燃やせないごみ1,865t/年＋粗大ごみ609t/年）とし、施設規模は11t/5hとする。

③ その他施設（ストックヤード棟）

菖蒲清掃センターを解体後に整備するストックヤード棟とする。

④ 関連施設（余熱体験啓発棟）

エネルギー回収施設の余熱を利用する余熱体験啓発棟を別事業で整備する。

1.3 公共施設等の管理者

久喜市長 梅田 修一

1.4 事業目的

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）は、久喜市（以下「本市」という。）から排出されるごみは、久喜宮代衛生組合が所有する、久喜宮代清掃

センター、菖蒲清掃センター及び八甫清掃センターの3施設で処理しているが、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、平成29年3月に策定した「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、効率的なごみ処理運営、施設の集約化による合理的なごみ処理体制の構築等を目指して、令和3年2月に策定した「久喜市ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、3箇所の清掃センターを菖蒲清掃センター（以下「現施設」という。）に統合し、公園及び余熱体験啓発棟と一体性を考慮して市内全域のごみ処理を行う「(仮称)久喜市新ごみ処理施設」を整備することを目的とする。

1.5 事業の概要

本事業は、久喜市（以下「市」という。）が所有するエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備及び運営を一括して民間事業者を実施させるとともに、長期複数年にわたり(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営を包括的に委託する、いわゆるDBO（Design Build Operate デザイン ビルド オペレート）方式により実施する。

また、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営を長期複数年にわたり安定的に継続させるために、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することとし、当該運営事業者が事業者とともに(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営を実施する。

事業者は、現施設が稼働している間にエネルギー回収施設等を整備し、市に引き渡したうえで運営事業者とともにエネルギー回収施設等の運営を実施する。

引き続き、事業者は、エネルギー回収施設等の引き渡し後に菖蒲清掃センターの解体工事を行い、外構及びストックヤード棟の整備工事を行うものとする。

1.6 本事業の業務内容

本事業において事業者及び運営事業者が実施する主な業務を次の(1)から(3)までに示す。

(1) 経営管理業務

本事業を長期複数年にわたり安定的に継続させるための運営事業者自らの経営管理業務

(2) 施設整備業務

(仮称)久喜市新ごみ処理施設を整備するために必要な次の業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務
- ③ 解体業務

(3) 施設運営業務

(仮称)久喜市新ごみ処理施設を運営するために必要な次の業務

- ① (仮称)久喜市新ごみ処理施設の運転管理業務
エネルギー回収施設及びリサイクル施設の運転管理等とする。
- ② (仮称)久喜市新ごみ処理施設の維持管理業務
(仮称)久喜市新ごみ処理施設の補修・更新、清掃管理、樹木等植栽管理、警備、周辺住民等との協働、安全衛生管理・防災管理、情報管理（各種記録等の作成・保管）、その他(仮称)久喜市新ごみ処理施設の維持管理に必要な業務等とする。

③ 施設運營業務期間終了時の市への引継ぎ業務

(仮称)久喜市新ごみ処理施設の業務完了時の引継ぎ業務とする。

運営事業者は、運營業務委託契約、要求水準書等、運営マニュアル及び運転管理計画に従い、地球温暖化・気候変動対策としてCO₂排出量削減に向けてエネルギー回収施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行い、高効率設備による発電量の最大化と施設の省エネルギーにより送電端電力量の最大化を図る。なお、発電した電気は(仮称)久喜市新ごみ処理施設で利用するほか、余剰電力を第三者に売電する。この場合において、売電による売上げは、市及び事業者の収入とする。

また、余熱の一部は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設と一体で整備する余熱体験啓発棟(事業範囲外)にも供給する。

1.7 事業期間等

本事業は、本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から2047年3月末までの約24年間を事業期間とする。

そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日から2029年3月末日までの約6.5年間とする。また、施設運営期間は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設(ストックヤード棟を除く)の引渡日の翌日から2047年3月末日までの約20年間とする。

(1) 施設整備期間：約6.5年(2022年10月～2027年3月末日)

① (仮称)久喜市新ごみ処理施設(ストックヤード棟を除く)の整備：約4.5年(2022年10月～2027年3月末日)

② 菖蒲清掃センター解体工事、菖蒲清掃センターの跡地整備工事(ストックヤード棟の整備工事、造成、外構工事等)：約2年(2027年4月～2029年3月末日)

(2) 施設運営期間：約20年(2027年4月～2047年3月末日)

1.8 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次の(1)及び(2)に掲げる費用を事業者又は運営事業者を支払う。

(1) 施設整備費

市は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の整備を実施する施設整備企業に対して本事業における施設整備業務の実施の対価(以下「施設整備費」という。)を支払う。支払方法の詳細については施設整備請負契約によるものとする。

(2) 施設運営費

市は、運営事業者に対して本事業における施設運営業務の実施の対価(以下「施設運営費」という。)を支払う。支払方法の詳細については運營業務委託契約によるものとする。

1.9 本事業の実施に関する協定等

市は、本事業の実施にあたり、次の(1)から(4)までに掲げる協定等を事業者又は運営事業者と締結する。

なお、事業契約は、次の(2)から(4)までに掲げる基本契約、施設整備請負契約及び運營業務委託契約から構成されるものとする。

(1) 基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 基本契約

市は、事業者及び運営事業者との間で、本事業を実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結する。

(3) 施設整備請負契約

市は、施設整備企業との間で、(仮称)久喜市新ごみ処理施設を整備するために必要な事項を定めた施設整備請負契約を締結する。

(4) 運営業務委託契約

市は、運営事業者との間で、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営を実施するために必要な事項を定めた運営業務委託契約を締結する。また、運営事業者は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営を実施する事業者(以下「施設運営企業」という。)との間で(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運営を実施するために必要な事項を定めた契約を締結する。

1.10 遵守すべき法令及び許認可等

事業者及び運営事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条件等を遵守するものとする。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

市は、本事業の実施に向けた手続きを進めるにあたり、PFI法第6条に規定する手続に準じて特定事業の選定を行うこととする。

2.1 選定基準

市は、現施設の整備及び運営において実施されている事業方式(以下「従来方式」という。)により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(以下「従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。)と本実施方針に示したDBO方式により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(以下「DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。)を比較し、DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値が従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値を下回ると認められる場合に、PFI法第6条に規定する手続に準じて、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認めた特定事業として選定する。

2.2 評価方法

市は、PFI法、基本方針及びVFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)等に定める方法に従ってVFMを評価するものとし、従来方式で実施した場合とDBO方式で実施した場合において、いずれの場合においても達成される効果の水準が同一であるとした場合において、DBO方式で実施することにより公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものとして評価する。

2.3 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第6条に定める手続に準じて特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページへの掲載の方法により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定

市は、本事業をPFI法第6条に定める手続きに準じて特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保並びに民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図る観点から、総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に規定する一般競争入札をいう。以下同じ。）により選定することを予定している。

2. 事業者の選定手順

市は、次の手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

2.1 入札公告

市は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告を公示するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

2.2 質問受付

市は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

2.3 質問回答の公表

市は、2.2による質問及びこれに対する回答を市のホームページへの掲載により公表する。

2.4 一般競争入札参加資格確認申込み

入札に参加を希望する民間事業者（以下「入札希望者」という。）は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加資格確認に必要な書類を提出するものとする。

2.5 一般競争入札参加資格確認結果の通知

市は、一般競争入札参加資格確認書類を提出した入札希望者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果を当該入札参加者に通知する。一般競争入札参加資格があると認められた入札希望者（以下「入札参加者」という。）は、以後の手續において本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業者提案書（以下「事業者提案書」という。）を提出することができるものとする。

2.6 入札参加者ヒアリング

市は、入札参加者を対象として、当該入札参加者の特性を生かした提案の検討を支援するために、必要に応じて入札説明書等の内容に関して入札参加者別に個別の質問回答を行う入札参加者ヒアリングを実施する。入札参加者ヒアリングの詳細については、入札公告時に示す。

2.7 入札書及び事業者提案書の提出

入札参加者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び事業者提案書を提出するものとする。

2.8 競争的対話（提案内容ヒアリング）

市は、入札書及び事業者提案書を提出した入札参加者を対象として、事業者提案書の内容についてヒアリングを実施する。

2.9 事業者の決定

市は、入札参加者から提出された入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価し、市に最も有利な提案をした入札参加者を選定し、事業者として決定する。

2.10 総合評価入札結果の公表

市は、入札価格及び事業者提案書の内容を総合的に評価した結果を、各入札参加者に通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

3. 総合評価の方法

3.1 審査委員会の設置

市は、事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に基づいて「久喜市PFI等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）」（以下「審査委員会」という。）を設置し、入札参加者から提出された事業者提案書の内容を評価するための基準等に係る調査選定を委ね、市は審査委員会の調査選定結果を受けて事業者を選定する。

3.2 事業者選定基準の概要

入札参加者から提出された事業者提案書の内容については、価格要素と非価格要素に分け、それぞれ評価を行う予定である。なお、非価格要素については、次の①から④に掲げる事項等について総合的に評価を行う予定である。

- ① 安全で安定的に処理が可能な施設に関する事項
- ② 環境に配慮した施設に関する事項
- ③ 市民に開かれた施設に関する事項
- ④ 周辺環境と調和した施設に関する事項

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

4. 提出書類の概要

4.1 提出書類の内容

一般競争入札参加資格確認書類として、入札参加者を構成する民間事業者に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定している。

事業者提案書としては、次の(1)から(5)までに掲げる事項を主な内容として含む事業者提案書の提出を求めることを予定している。

- ① 施設性能基準
- ② 経営管理計画
- ③ 施設整備計画
- ④ 施設運営計画
- ⑤ 非価格要素に関する提案

4.2 提出書類の取扱い

(1) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。

ただし、公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用するができるものとする。

また、選定に至らなかった入札参加者の提出書類については、事業者の決定後、市が適切に処分する。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

(3) 資料の公開

市は、事業者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて入札参加者から提出された事業者提案書（選定に至らなかった入札参加者からの事業者提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該入札参加者と協議することとする。

5. 入札の参加資格要件等

入札参加者は、次の5.1に掲げる構成等とし、5.2に掲げる資格要件を全て満たしていること。なお、参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、一般競争入札参加資格確認資料受付最終日とする。

5.1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の整備及び運営を実施する民間事業者で、特別目的会社に出資する企業（以下「構成企業」という。）と、構成企業以外の

者で事業開始後、施設整備業務又は施設運營業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している企業（以下「協力企業」という。）から構成されていること。なお、構成企業又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成企業又は協力企業で分担することは差し支えない。また、協力企業については、久喜市内に本店を有する企業（以下「市内業者」という。）を積極的に活用すること。

- ② 入札参加者は、構成企業の中からプラントの設計及び建設を担当する構成企業を、入札参加者を代表する構成企業（以下「代表企業」という。）として定め、当該代表企業が入札手続を行うこと。
- ③ 入札参加者は、応募にあたり、構成企業及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。なお、プラントの設計及び建設を担当する企業と施設運營業務のうち運転管理業務を担当する企業は構成企業でなければならない。
- ④ 代表企業、構成企業、及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、事業契約締結後に、選定されなかった入札参加者の協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑤ 構成企業または協力企業のいずれかが、他の入札参加者における構成企業または協力企業ではないこと。
- ⑥ 構成企業又は協力企業のいずれかと、会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の構成企業又は協力企業となることはできない。
- ⑦ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない。

5.2 参加資格要件

(1) 共通の要件

構成企業及び協力企業は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ② 久喜市において入札参加資格停止期間中でないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。
- ④ 直近営業年度における法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 市が本事業に関する検討を委託した株式会社日建設計と資本的關係又は人的關係がないこと。

なお、資本關係又は人的關係があるとは、次に該当する場合をいう。

(A) 資本的関係

次のAまたはBに該当する二者の場合。ただし、Aについて子会社又はBについて子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

A 親会社と子会社の関係にある場合

B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(B) 人的関係

次のA又はBに該当する二者の場合。ただし、Aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

B 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(C) その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他、(A)又は(B)と同等とみなし得る資本的関係又は人的関係が認められる場合

(2) 施設整備業務に関する要件

施設整備業務を実施する構成企業または協力企業（以下「施設整備企業」という。）は以下の要件を満たすこと。なお、施設整備業務を複数の企業で実施する場合は、各企業は分担する業務に関する以下の要件を全て満たすものとし、同一の業務を複数の企業で実施する場合、少なくとも主たる業務を担う1者が以下の要件を全て満たすものとする。

ただし、建築物の設計業務を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業とする。

- ① 施設整備企業は、埼玉県電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において久喜市の建設工事等競争入札参加資格を有していること。
- ② 建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。また、専任の一級建築士を配属すること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ③ 建築物の設計業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の設計を担当した実績（共同企業体としての実績は、出資比率20%以上のもの）があること。
- ④ 建築物の建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて、最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値Pが1,100点以上であること。
- ⑤ 建築物の建設業務を実施する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ⑥ 建築物の建設業務を実施する企業は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。

- ⑦ 建築物の建設業務を実施する企業は、地方公共団体が発注したの一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の建設を担当した実績（共同企業体としての実績は、出資比率 20%以上のもの）があること。
- ⑧ プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、建設業法第 3 条第 6 項に規定する清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ⑨ プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事業の総合評定値 P が 1,100 点以上であること。
- ⑩ 基準日において、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、以下の条件を全て満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の元請の実績（共同企業体としての実績は出資比率 20%以上のもの）が複数あること。
 - A 100t/日以上燃やせるごみを処理する施設の規模で発電設備を有すること。
 - B Aを満足する施設で2010年4月から基準日までに稼働開始していること。
 - C Bの実績を満足し、かつPFIまたはDBOで実施された事業であること。
 - D 10t/h以上の不燃・粗大ごみ処理施設またはマテリアルリサイクル推進施設等の規模で、延べ3年以上の稼働実績を有すること。
- ⑪ プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、清掃施設工事について建設業法第 26 条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は企業が直接かつ連続して 3 か月以上雇用している者であること。
- ⑫ プラントの設計業務及び建設業務を担当する企業は、環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成 10 年 10 月 28 日生活衛生局環境部長通知）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。

(3) 施設運營業務に関する要件

施設運營業務を実施する構成企業または協力企業（以下「施設運営企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- ① 施設運営企業は、電子調達サービスにおいて久喜市の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- ② 施設運営企業のうち運転管理業務を担当する企業は、100t/日以上燃やせるごみを処理する施設の規模で、発電設備を有する施設において、基準日において延べ 3 年以上の運転管理実績を有していること。
- ③ 施設運営企業のうち運転管理業務を担当する企業は、②の要件を満たす施設での 1 年以上の運転管理実績を有する専門の技術者を、エネルギー回収施設の運営開始から 1 年以上運営事業者専任で配置し、業務に従事させること。
ただし、基準日において運転管理実績を有する専門の技術者を施設運営企業が複数有することを明らかにし、その後、同実績を有する専門の技術者を運営開始の 1 年以上前に配置すること。

第3章 落札後の手続に関する事項

1. 基本協定の締結

落札者は、落札決定後速やかに、市を相手方として基本協定を締結すること。

2. 特別目的会社の設立等

落札者は、基本協定の締結後速やかに、基本協定の定める運営事業を行う特別目的会社（運営事業者）を設立し、久喜市内に本店（本社）を置くこと。

また、運営事業者の株主は以下の要件を満たすこと。

- ① 代表企業である株主が、運営事業者の株主総会における全議決権のうち、2分の1を超える議決権を、事業期間中を通じて保有すること。
もしくは、施設整備企業が複数の企業で構成される場合は、施設整備企業の構成企業の合計で、2分の1を超える議決権を保有し、代表企業の特別目的会社への出資割合は出資者中で最大になるものとする。
- ② 運営事業者の株主は、原則として本件の運營業務委託契約が終了するまで運営事業者の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

1.1 責任分担の基本的考え方

市と事業者及び運営事業者とは、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉で、かつ、質の高いサービスの供給を目指すものとする。

1.2 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、事業契約に示す契約条件等によるものとする。ただし、市は、想定されるリスクに対する責任分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見等があった場合には、必要に応じてリスクに対する責任分担の変更等を行うことができるものとする。

なお、想定されるリスクに対する責任分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスクに対する責任分担を変更した場合は当該回答の内容を事業契約に反映するものとする。

1.3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者若しくは運営事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者又は運営事業者が責任を負うとしたリスクや、市並びに事業者及び運営事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

2.1 契約保証金の納付等

市は、施設整備業務及び施設運営業務の履行を確保するため、施設整備請負契約及び運営業務委託契約のそれぞれについて、次の①から④までのいずれかに掲げる保証を求めることを予定している。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証
- ④ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備請負契約においては施設整備費に相当する額の10分の1以上、運営業務委託契約においては市が各年度に支払う施設運営費に相当する額の10分の1以上とする。

2.2 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

(1) 監視（モニタリング）の方法等

市は、事業者及び運営事業者が事業契約に基づいて本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者及び運営事業者における業務の履行状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

(2) 改善要求、支払の減額等

市は、施設整備業務において、施設整備企業の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、施設整備企業に業務方法の改善、当該業務を実施する者の変更等、要求水準未達の部分に係る修補を求めるとともに違約金を請求することができるものとする。

市は、施設運営業務において、運営事業者の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、運営事業者に業務方法の改善、当該業務を実施する施設運営企業の変更等を求めるとともに、要求水準未達の部分に相当する施設運営費を支払わないほか、運営事業者に支払う施設運営費を減額するとともに違約金を請求できるものとする。

2.3 業務の履行の検査等

(1) 施設整備業務の既済部分等の検査

市は、施設整備期間中の各年度末に、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する検査を行い、その出来高に応じて施設整備費を支払う。

市は、検査の結果、施設整備業務の既済部分等が要求水準書に定めた条件に適合しない場合は施設整備企業に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費を支払うものとする。

(2) (仮称) 久喜市新ごみ処理施設の完成検査

市は、(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の引き渡しを受ける前に、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する検査を行う。

市は、検査の結果、(仮称) 久喜市新ごみ処理施設が要求水準書に定めた条件に適合しない場合は、施設整備企業に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費の残額を支払うものとする。

(3) 施設運営業務の検査

市は、各支払期の業務完了時に地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する検査を行い、運営業務費を支払う。

なお、検査の結果、当該業務が要求水準書に定めた条件に適合しない場合、市は(2)に示す措置を講ずるものとする。

第5章 (仮称) 久喜市新ごみ処理施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. (仮称) 久喜市新ごみ処理施設の立地に関する事項

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の計画地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書(案)によるものとする。

建設場所	埼玉県久喜市菖蒲町台 2770 番地 1 他 (菖蒲清掃センター用地及び隣接地)
用途地域	無指定地域
防火地域	指定なし
高度地域	制限なし
敷地面積	約 40,000m ² (うち、約 7,000m ² は余熱体験啓発棟を想定。)
基準建蔽率	50%
基準容積率	100%

2. (仮称) 久喜市新ごみ処理施設の規模及び配置に関する事項

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の規模等の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書(案)によるものとする。

2.1 エネルギー回収施設

施設規模等は 155t/日 (2 系列、24 時間連続稼動) とする。

2.2 リサイクル施設

施設規模等は 11t/5h とする。

2.3 その他施設

その他施設は、ストックヤード棟 (菖蒲清掃センター解体後に整備) とする。

2.4 関連施設 (別事業)

関連施設として、エネルギー回収施設の余熱を利用する余熱体験啓発棟を別事業で整備する。

第6章 協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 関係者協議会の設置

市が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した事業者提案書並びに市と事業者及び運営事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と運営事業者又は代表企業が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

このため、市並びに事業者及び運営事業者は、事業契約の締結後に基本契約締結当事者が参画する関係者協議会を設置するものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に係る紛争については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を、合意による専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに市又は事業者若しくは運営事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合、又は公共サービスの提供に重大な遅延等が懸念されるような場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者及び運営事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者及び運営事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者及び運営事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者及び運営事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していないが、市において（仮称）久喜市新ごみ処理施設の整備が交付金の対象事業に該当するものと考えている。

3. その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者及び運営事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は事業者又は運営事業者との協議により対応を検討することとする。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 書類作成に係る費用

質問等の書類、一般競争入札参加資格確認資料、入札書及び事業者提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に係る費用は、入札希望者及び入札参加者の負担とする。

2. 実施方針の公表に関する事項

2.1 担当部局

環境経済部資源循環推進課

郵便番号 〒346-0192

住所 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38番地

電話番号・FAX 0480-85-1111・0480-85-1788

電子メールアドレス shigenjuncan@city.kuki.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kuki.lg.jp/>

2.2 質問、意見等の受付及び回答の公表

実施方針に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。

(1) 受付期間

令和3年6月4日（金曜日）から6月17日（木曜日）までの期間の土曜日及び日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出先

2.1に同じ。

(3) 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、意見・質問書（様式1）に記入し、電子メールにより送信すること。なお、様式1は、Microsoft Word（Word 2013に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとすること。なお、電子メールの送信後には、2.1の担当部局に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

(5) 回答公表予定日

令和3年6月23日（水曜日）

2.3 その他

市は、民間事業者等からの意見等を踏まえ、PFI法第6条の規定に準じて行う特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことができるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、市のホームページへの掲載により速やかに公表する。

3. 今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

2021年7月頃	特定事業の選定
2021年9月頃	入札公告
2021年10月頃	一般競争入札参加資格確認資料受付期限
2021年11月頃	入札参加者ヒアリング
2022年3月頃	入札書及び事業者提案書の提出
2022年5月頃	提案内容ヒアリング
2022年5月頃	開札
2022年6月頃	落札者の決定及び基本協定締結
2022年8月頃	事業契約締結（施設整備請負契約は仮契約）
2022年9月頃	施設整備請負契約の本契約成立
2027年3月末日	エネルギー回収施設等の引渡し
2027年4月1日	エネルギー回収施設等の供用開始
2029年3月末日	菖蒲清掃センターの解体工事の完了 外構及びストックヤード棟の引渡し
2047年3月末日	事業終了

4. その他

4.1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/seisaku_keikaku/pfi/index.html

4.2 問い合わせ先

2.1に同じとする。

なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

添付資料等

本実施方針の添付書類は次のとおりである。

様式 1 意見・質問書

別紙 1 (仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の事業スキーム図 (例)

別紙 2 (仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業における市と事業者の業務範囲

別紙 3 リスク分担表

別紙 4 用語の定義

様式1 意見・質問書

(仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の実施方針に対する意見・質問書

提出者名	
担当者の所属	
担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
総質問数	全 問

- ※ 提出者が法人である場合は、担当者の所属欄及び担当者の氏名欄も記載してください。
提出者が個人である場合は、担当者の所属欄及び担当者の氏名欄の記載は不要です。

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問

- ※ 本様式をMicrosoft Word (Word 2013に対応した形式とする。) で作成し、質問数に応じて下段表の行を追加してください。

※ 番号欄には、連番にて意見・質問ごとに番号を記載してください。(半角アラビア数字)

※ 資料名欄には、意見・質問の対象となる書類の名称を記載してください。

※ 頁数欄には、意見・質問の対象となる箇所が始まるページのページ数を記載してください。

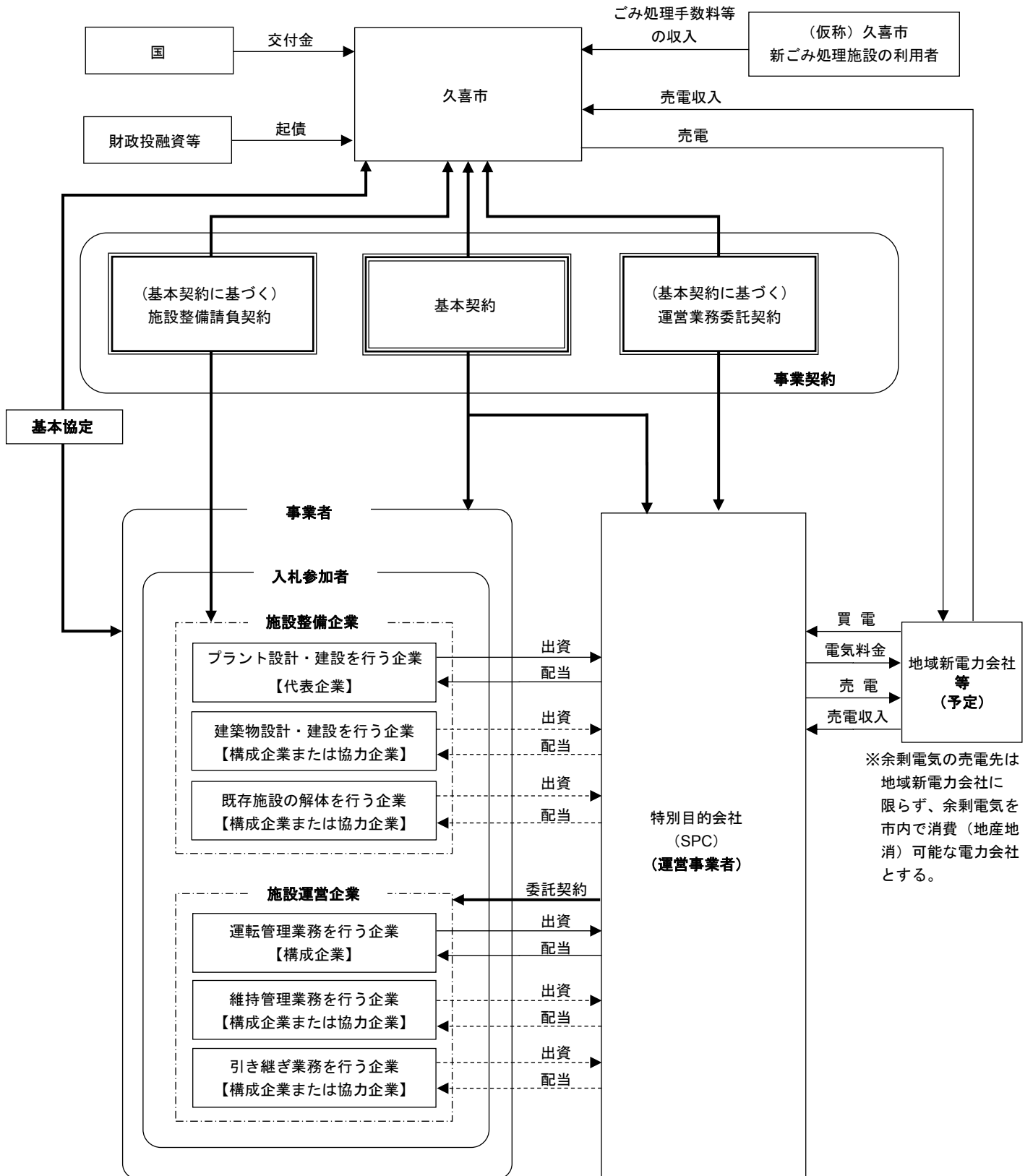
※ 行数欄には、意見・質問の対象となる箇所が始まる行の行数を記載してください。

※ 項目欄には、意見・質問の対象となる箇所が含まれる項目を次の例に倣い記載してください。

例 第1_1_(1)事業名称

※ 意見・質問欄には、各々一つの意見又は質問を記載してください。

別紙1 (仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の事業スキーム図 (例)



※構成企業は必ず運営事業者に出資することとする。

別紙2 (仮称) 久喜市新ごみ処理施設整備運営事業における市と事業者の業務範囲

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	
			市	事業者		
用地整備業務	事業用地準備	廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査の実施	○			
		都市計画関連手続き	○			
		敷地の造成	○	○	市で粗造成は実施。粗造成後の整地等は事業者で実施。	
		雨水流出抑制施設の工事	○		調整池は公園(本事業の計画地外)と一体整備。	
	敷地周辺整備	市道1525号線の改修等の工事	○			
施設整備業務	事前調査	地盤調査		○		
		テレビ受信障害調査		○		
	設計	官庁等との協議・手続き		○		
		基本設計		○		
		実施設計		○		
		計画通知(構造適合判定)費用負担		○		
		設計段階での周辺住民説明	○	○	説明は市及び事業者が行う。説明資料作成は事業者が行う。	
		設計モニタリング	○			
	建設	既存インフラ盛替			○	必要に応じて実施。
		敷地内インフラ整備			○	
		敷地周辺インフラ整備(水道、下水)	○			
		敷地周辺インフラ整備(電気、蒸気)受電引込みケーブル位置変更(敷設替え)			○	
		施工前許認可手続き			○	
		施工時の周辺住民説明	○	○	説明は市及び事業者が行う。説明資料作成は事業者が行う。	
		安全衛生管理			○	
		環境保全			○	工事期間中の環境モニタリング設備を含む。
		工事に必要な仮設物設置			○	
		監督員・工事監理者の仮設事務所等			○	
		地中障害物・残存工作物・樹木等の撤去	○	○	事前に事業者に提示している地中障害物等は事業者が実施。ただし、その他地中障害物の撤去は事業者で実施し、費用のみ市が負担する。	
		建設発生土の処分			○	整地工事による発生土も含む。
		工事に伴う損傷等の復旧			○	
		施工図等の作成			○	
		工事積算内訳書の作成			○	
		交付金の申請協力			○	
		完成図書の作成			○	
		施工監理	○			
	運転管理業務	試運転・引渡し	試運転等の事前準備		○	
試運転・運転指導				○		
試運転に伴う用役費				○		
負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用			○			

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考
			市	事業者	
運転管理業務	試運転・引渡し	試運転により発生する飛灰処理物、破碎不適物等の処分に要する費用	○		
		試運転により発生する電力の売電収入	○		
		施設運営マニュアル作成		○	
	処理対象物の受入	ごみの収集・運搬	○		
		受付管理		○	市で処理できない物の指導・教育も含める。
		案内・指示		○	
		料金徴収		○	
	処理対象物の適正処理	誘導・指示		○	
		焼却灰または熔融スラグ（メタル含む）、金属類の貯留・保管・積込等		○	
		燃やせないごみ・粗大ごみ受入時の分別保管		○	
		燃やせないごみ・粗大ごみの破碎・選別		○	
		燃やせるごみの展開検査への協力	○	○	廃棄物行政指導は市が行うが、運搬・選別・搬出等の作業は事業者にて実施。
	処理不適物の対応	処理不適物の混入防止		○	
		場内処理が可能な処理不適物の処理		○	
		場内処理が不可能な処理不適物の処理	○		
		場外処理する処理不適物の一時保管		○	
	その他	搬入物の性状分析		○	
		搬出物の性状分析		○	
		災害発生時の協力		○	
		運転、補修、更新等に伴い発生する廃棄物の適正処理		○	
		緊急時の対応	○	○	事業者が緊急時の対応マニュアルを整備する。緊急搬出先の協議は市が行う。
	運転管理時の計測管理	運転計画・管理記録等の作成		○	
	プラント設備検査	プラント設備法定検査		○	
プラント設備法定以外の検査			○		
用役管理			○	薬剤等	
その他運転管理に必要な業務			○		
維持管理業務	施設の補修・更新等	補修計画の策定		○	
		各設備・機器の点検、補修、設備更新		○	
		電気工作物に係る保安業務		○	
		関係法令に係る各種届出		○	
	清掃管理	清掃管理		○	
	樹木等植栽管理	樹木管理		○	
		芝生管理		○	
	警備等	日常警備		○	
		緊急時の対応		○	
	安全衛生管理・防災管理			○	事業者は教育も行う。

業務区分	業務項目	業務内容	業務範囲		備考	
			市	事業者		
維持管理業務	環境管理（公害防止）			○		
	情報管理	運転管理に関する情報管理及び報告		○		
		維持管理に関する情報管理及び報告		○		
		安全衛生管理・防災管理に関する情報管理及び報告		○		
	その他	見学者対応		○		
		周辺市民対応	○	○	市が行うが、夜間などは事業者にて対応。	
		運営モニタリング	○	○	連続監視は事業者が行う。	
	業務期間終了時の引継ぎ	第三者機関による性能確認検査の市の立会の下の確認			○	
		建物の主要構造部の劣化状況の確認			○	
		内外の仕上げや設備機器等の劣化状況の確認			○	
設計図書に規定されている基本的な性能の確認			○			
有効利用業務	残さ等の資源化	残さ、副生成物等の資源化・処分	○			
		資源回収収入	○			
	エネルギー有効利用	廃熱を用いた熱供給・発電及び電気供給			○	供給施設の管理。
		エネルギー回収施設等の供用開始前の売電に係る事務手続き		○		
		エネルギー回収施設等の供用開始後の売電及び売電に係る事務手続き			○	
		売電収入	○	△	売電収入の一部を売電増加量の対価（インセンティブフィー）として事業者を支払う。	
その他再生可能エネルギーの活用			○			
解体業務	工場棟解体撤去	ダイオキシン類・アスベスト等調査		○	市で実施した書面調査に基づき必要に応じて事業者で現地調査を実施する。	
		一般仮設工事		○		
		ダイオキシン類対策仮設工事		○		
		除染工事		○		
		汚染物除去等の確認		○		
		主要機器の解体		○		
		アスベスト含有建材の解体撤去		○		
		汚染部分・非汚染部分の建屋・構造物等の解体		○		
		地下部分の構造物の解体		○		
		煙突解体		○		
		外構等解体		○		
		廃棄物処理		○		
		土壌汚染調査	○			
		汚染が確認された場合の対応工事		○	事業者が対応工事は実施し、市にて別途支払う。	

注) 本業務範囲は、本事業における主な業務範囲に対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙3 リスク分担表

期間	リスク項目		概要	分担	
				市	事業者
共通	契約		事業者との契約不調、または契約手続きの遅延リスク (契約当事者の双方がそれぞれで発生したリスクを負担)	○	○
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の 変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			これら以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻、許認可の取得、遅延等に係る操業中止に伴うリスク	○	
		許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	補助金等	事業者の事由により予定していた補助金額が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク			○
		その他の事由により予定していた補助金額が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○		
	社会環境	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク		○
	事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク		○		
	環境保全		事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
			インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
資金調達		事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○	
		市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○		
金利変動		金利上昇に伴う資金調達コストの増大リスク	○		
不可抗力		市及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより事業の実施が不可能となるリスク	○		
		市及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク*	○	△	
債務不履行		事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
設計段階	測量・調査の不備	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク		○	
		市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク	○		
	基本・実施設計変更	事象者の基本・実施設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○	
		市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○		
建設着工遅延		事業者の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク		○	
		市の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク	○		
建設段階	用地不備	用地確保の遅延リスクや用地における地中障害物やその他予見できない事項に関するコスト増大リスク	○		
	工事遅延	事業者の事由による資材調達、工程管理等に係る工事遅延によるコスト増大リスク		○	
		市の指示等の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク	○		
	工事費増大		事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
			市の提示条件不備及び指示等の事由による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
試運転・引渡性能試験での性能未達		試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク		○	
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の市の事由によるコスト増大、遅延リスク	○		

期 間	リスク項目	概 要	分担	
			市	事業者
運営段階	ごみ量・ごみ質の変動	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動リスク（飛灰・処理残さ等の処理コストを含む）		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動リスク（飛灰・処理残さ等の処理コストを除く）	○	
		災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		市の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合のコスト増大リスク	○	
	施設の契約不適合	事業期間中における施設の契約不適合に係るリスク		○
	運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	設備機器の運営・維持管理の要求水準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大、運転停止リスク		○
		搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスク	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
	施設破損	事業者による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク※	○	△
余剰電力売電収入の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク		○	
	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク	○		
	事業者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク		○	
	市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売電収入の変動リスク※	○	△	
ユーティリティの事故・故障、運転停止	事業者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上下水道、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク		○	
	市及び第三者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上下水道、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク※	○	△	
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○
	事業終了時の諸手続きに係るコスト増大	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
		事業終了時の諸手続きに係る市の事由によるコスト増大リスク	○	

○主分担、△従分担

※一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注) 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙4 用語の定義

「(仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の実施に関する方針」において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「(仮称)久喜市新ごみ処理施設」とは、燃やせるごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設、燃やせないごみや粗大ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設、管理棟及びストックヤード棟の総称をいう。
- 2 「運営事業者」とは、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の施設運営業務の遂行のみを目的とした会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社(特別目的会社)のことをいう。
- 3 「協力企業」とは、入札参加者を構成する企業のうち構成企業以外の者で、事業開始後、施設整備業務又は施設運営業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している企業をいう。
- 4 「構成企業」とは、入札参加者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 5 「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約(仮契約を含む。)及び運営業務委託契約の総称をいう。
- 6 「事業者」とは、本事業の施設整備業務及び施設運営業務を実施する民間事業者のことをいう。
- 7 「事業者提案書」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出する本事業の実施に関する提案書類一式(入札手続のヒアリング等における回答を含む。)をいう。
- 8 「施設運営期間」とは、エネルギー回収施設等の引渡日の翌日(同日を含む。)から理由の如何を問わず運営業務委託契約が終了した日(同日を含む。)又は2047年3月末日(同日を含む。)のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 9 「施設運営企業」とは、運営事業者が別途契約する(仮称)久喜市新ごみ処理施設の施設運営業務を実施する企業のことをいう。
- 10 「施設運営業務」とは、本事業における(仮称)久喜市新ごみ処理施設の運転管理業務及び維持管理業務、施設運営業務期間終了時の市への引き継ぎ業務の総称をいう。
- 11 「施設整備期間」とは、施設整備請負契約の本契約の締結日(同日を含む。)から外構及びストックヤード棟の引渡日(同日を含む。)までの期間をいう。
- 12 「施設整備企業」とは、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の整備(設計・建設・解体等)を実施する企業のことをいう。
- 13 「施設整備業務」とは、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書等に基づいて(仮称)久喜市新ごみ処理施設を整備する業務をいう。
- 14 「施設整備費」とは、本事業において基本契約及び施設整備請負契約に基づいて市が施設整備企業に支払う施設整備業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 15 「市内業者」とは、本事業の応札時点で久喜市内に本店(本社)を有する企業のことをいう。
- 16 「特定事業」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第2条第2項の規定に準じて、市が実施する事業をいう。
- 17 「入札希望者」とは、本事業の入札に参加を希望する民間事業者で構成される者のことをいう。

- 18 「入札参加者」とは、本事業の入札参加資格があると認められた入札希望者のことをいう。
- 19 「プラント」とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設等のプラントの総称をいう。
- 20 「本事業」とは、久喜市（以下「市」という。）が発注する（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備及び施設運営等を行う事業のことをいう。
- 21 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者及び運営事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 22 「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が配布した資料である「（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 23 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案書の総称をいう。